中野区教育委員会会議録 平成26年第15回定例会

○開会日 平成26年5月16日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時17分

○出席委員

中野区教育委員会委員長 小 林 福太郎 中野区教育委員会委員 渡 邉 仁 中野区教育委員会委員 高 木 明 郎 中野区教育委員会委員 大 島 やよい

○欠席委員

中野区教育委員会教育長 田辺裕子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長 髙 橋 信 一 副参事(子ども教育経営担当) 计 本 将 紀 副参事(学校再編担当) 石 濱 良 行 副参事(学校教育担当) 東知秀 伊 指導室長 島 隆 宏 Ш 田 玲 子 副参事(特別支援教育等連携担当) 黒 副参事(子ども教育施設担当) 伊藤 正秀

○担当書記

子ども教育経営分野 片 岡 和 則 子ども教育経営分野 髙 橋 綾 菜 ○会議録署名委員

委員長 小 林 福太郎

委員 大島やよい

- ○傍聴者数 6人
- ○議事日程

〔報告事項〕

- (1)委員長、委員、教育長報告事項
- (2) 事務局報告事項
 - ① 体罰防止に向けた研修資料について(指導室長)
 - ② 個別支援計画会議、申送りの変更について (特別支援教育等連携担当)

中野区 教育委員会 第15回定例会 (平成26年5月16日)

午前10時00分開会

小林委員長

おはようございます。

教育委員会第15回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況ですが、田辺教育長が所用により欠席です。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告>

小林委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、5月9日の第14回定例会以降の委員の主な活動について、一括して報告いたします。

5月14日水曜日、中野区小学校教育研究会定期総会、これに田辺教育長が出席されました。

5月15日木曜日、平成26年度中野区立小学校PTA連合会総会・懇親会、これには渡 邉委員と田辺教育長が出席されています。

私からの一括報告は以上です。各委員から補足、質問等、ご発言がありましたらお願い をいたします。

渡邉委員。

渡邉委員

私は、先ほど委員長より報告がありました 5 月 15 日木曜日、中野区立小学校 P T A 連合会総会のほうに出席させていただきました。場所は中野区役所の 7 階で行われました。最初に開会の辞、会長が挨拶されまして、その後、校長会会長さん、区長等々のご挨拶がございまして、そして平成 25 年度の活動報告及び決算報告、監査報告がありました。また一部、連合会の会則の改正ということで、そちらのほうの承認事項がございました。そして最後に、平成 26 年度の役員の候補が発表されまして、その後、緑野小学校から新しい会長が選任されておりました。

会長が新しくなりました後、平成26年度の活動方針・活動計画をお話しされまして、そ

の中の、今回の見出しとしては「子どもの今と未来のために私たちのできること」という ことで、ことしは活動されるそうです。

そして今年度の予算のことをお話しされた後、無事、総会のほうは終了いたしまして、その後、区役所 2 階のほうで懇親会が行われました。私も懇親会のほうに参加させていただきまして、各校の校長先生、副校長先生、また P T A 会長さん、副会長さんに大勢いらしていただきまして、多くの懇親の場を持つことができたということはとてもよかったと思っております。以上です。

小林委員長

ありがとうございます。

それでは、大島委員。

大島委員

特にございません。

高木委員

5月10日の土曜日、本区では第2土曜日は学校公開ですので、第七中学校の学校公開に行ってまいりました。それで幾つかの授業を見させていただいて、例えば3年生の英語の授業、チームティーチングでジャミーさんというALTの先生と日本人の英語の先生の掛け合いですね。私どもの短大でも、チームティーチングを一時期検討したのですが、外国人のネイティブの先生と日本人の先生が呼吸を合わせてやるというのはなかなか難しいので、英語が堪能な日本人の先生か、日本語ができる外国人の先生を雇うという方向で今、進んでいるのです。ちょっと感心したのが、日本人の英語の先生の発音がすごくいいのですね。どこの中学校に行っても、私が旧十一中の生徒だったころと比べると皆さんすごく発音もいいです。あと、今はいろいろなCDですとか、あるいはデジタル音声があるので、英語学習という点ではすごく恵まれているなと思いました。実際にコロラド出身ということでいろいろな話をしていて、生徒も非常に興味を持って授業を受けていたようです。

また、理科ですね。理科の授業は力のはたらき、物体の運動ということで、台車にかかる力の分析をしていたのですが、少人数でやっていて、均等ではなくて 10 人ぐらい別室でやっているのと、あと 30 人ぐらいですか。多分、少ないほうが少し進度がゆっくりのクラスだと思うのですが、進度がゆっくりのクラスはやはりちょっとやる気が少ない生徒なのですが、個別、少人数で先生が意欲を持てるように指導していて、確かに中3の単元で理科で、しかも物理的なことというとかなり難しいですから、悪い言葉で言うと落ちこぼし

てしまう、落ちこぼれてしまう傾向が強いところを、しっかり教育していただいているな という気がしました。

あと体育館で、運動会がもうすぐありますので、女子がソーラン節ですか、男子はバスケットの演習ということなのです。最初に準備運動でラジオ体操。ラジオ体操は私の趣味というか、研究カテゴリーの一つなのですが、生徒たちが自主的に、男子、女子別々に生徒がその手本になってやるということは非常によかったのですが、ただ、見ていると、小学校ぐらいからあまりやる機会がないので、私に言わせると、もうちょっとしっかり足伸ばしてほしいなとか、しっかり曲げてほしいなとか、そこはそうじゃないよというのも少しありましたが、生徒たちが自分たちでやっているということ、自主的に先生方ができるような体育の指導をやられているなというのは感服いたしました。

新年度初めての学校公開ということで、1年生のところはやはり保護者の方が多かったですね。2年、3年も、中学校になると少ない学校が多いのですが、10名ぐらいずつ来ていて結構盛んな学校公開でございました。

あともう1点、これは報告ではないのですが、本日、NHKのEテレビで『課外授業ようこそ先輩』という番組がございまして、緑野小学校に3月にあのデーモン閣下、昔の聖飢魔IIという、最近は相撲評論家として有名なのですが、彼が来まして授業をやったのですね。それで、その模様がきょう7時25分から。5月16日金曜日、7時25分からと、月曜日の0時25分から、いずれもNHKのEテレのほう、教育のほうで放送されます。

デーモン閣下は多分 10 万 49 歳ぐらいなのです。済みません、51 歳か。私の一つ上ぐらいの方で、私は実は旧丸山小学校の出身なのですが、一つ上の学年だったと記憶しています。ただ、閣下は2年か3年のころに、世を忍ぶ仮の親の都合でニューヨークのほうに転校あそばされたということで2年ぐらいしかないのですが、先輩ということで来て、勉強にどう向き合うかみたいなのを、人間離れしたというか、悪魔ならではの語り口でいろいろ言われたようなので、ぜひ皆さんごらんいただきたいと思います。

私からは以上です。

小林委員長

ありがとうございます。

ほかに。

渡邉委員

5月13日の火曜日、中野区保険福祉審議会の部会がございました。私も委員ですので、

そちらのほうに参加させていただきました。

そこの部会長の先生は、日本体育大学の総合研究所の所長さんでございます武藤先生という方なのですけれども、この方は体育協会、オリンピックの強化選手のチームドクターであり、また日本における体操の第一人者ということで、今後、いろいろなところでいろいろなことの取組が行われていて、それで何とか県では何とか県体操とか、何々区では何々区体操とか、一生懸命にそういうものをつくって、そういうのを普及させて健康のために努めようと言っているのですけれども、私が何十年も研究した結果、ラジオ体操が一番すぐれているそうです。

ラジオ体操というのはみんながどこでもできるし、意外にみんな知っている。教えることがなく、そういったものは小学生とか中学生の姿勢の悪さとか、そういうものもラジオ体操をしっかりやることによって防げるのではないかというようなお話をされていました。ですから特別な体育の授業で、先生が独創的に柔軟体操をやったりするぐらいであれば、本当にラジオ体操をしっかりやれる、マスターできるということが、全ての関節可動域と、全ての筋肉を動かすとてもいいものなので、活用しない手はないと。今、高木委員の顔を見て思い出しまして、そういうようなお話がありました。そういうのも受けて、教育の場でも本当にいいものであれば啓発をしていきたいなと思って帰ってきました。

以上です。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

(発言する者なし)

小林委員長

それでは、ご発言ないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告>

小林委員長

事務局報告事項の1番目、「体罰防止に向けた研修資料について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、体罰防止に向けた研修資料についてのご報告をさせていただきたいと思います。

この体罰につきましては、中野区だけでなくて東京都、それから日本全国的にその防止

について取り組んでいるところなのですが、なかなかなくならないという実態も一方であります。この体罰をなくすためなのですけれども、まずやはり指導に当たる教師・先生。 それから部活動の場合は外部の講師・指導員を入れることもあります。加えまして保護者や地域の意識を変えていく。この意識を変えるというのは大変難しいのですが、それが大変重要になってくるかと思っています。

東京都のほうも体罰防止に向けて、きょう、この後ごらんいただくのですが、『STOP!体罰』という、こういうような研修資料のDVDをつくって、これは全都の小・中学校、それから特別支援学校に1枚ずつ配って、研修をしてくださいということで配付をしています。このDVDは中野区教育委員会にも来ていますので、さまざまな研修会においてこれを活用するというようなことも今年度は進めていきたいなと思いますが、きょうはこのDVD『STOP!体罰』、大体20分弱ぐらいで少し長いのですけれども、これについてまずごらんいただきまして、その後、お手元に配付をしました資料に基づいて、体罰防止についてのポイントですとか、それからガイドラインについて説明を申し上げたいと思います。

では、まずごらんいただければと思います。きょうごらんいただくのは、教員用、それから保護者用というものです。

(DVD視聴)

指導室長

どうもありがとうございました。ちょっと長いDVDだったのですが、体罰について、 今お見せした研修資料を使って各学校ではということで必ず、とにかく5月ぐらいまでに は1回目の研修はお願いしますということで、校長会のほうでお伝えしているところです。 では、お手元の資料をごらんください。

「人権侵害である『体罰』を許さない」というタイトルがついているのですが、これは東京都がつくっている人権の、『人プロ』と言われる冊子に体罰について載っているところから抜粋したものですが、例えば1ページ目の(2)「体罰を根絶する指導の推進」というところで4点ほどポイントを挙げてあります。一つ目が「暴力否定の指導の徹底」、二つ目が「事例に学ぶ研修会の実施」。今ごらんになったDVDは事例から学ぶということがあるかと思います。3番目として「組織的な指導体制づくり」、それから4番目が「家庭・地域との連携強化」。このDVDも、保護者にも見ていただくような形でつくられているところです。

特に2番目の「事例に学ぶ研修会の実施」については、こういうケースだったらどうかということを、今のDVDも客観的に見ていれば「あそこがおかしい」と気づくのですが、 当事者になったときになかなかそうもいかない部分があるというところで、こういうケースにはどう接したらいいかというような事例を中心にした研修は有効であると思います。

それから(4)ですが、ビデオにも冒頭出ていましたけれども、例えば都大会などで優勝するようなチームは厳しい練習が背後にあることが当然だというような風潮があって、でも、その厳しい練習と暴力による指導というあたりがなかなか、大人側も区別がつかなくなってしまうというところで、保護者のほうも地域もそれを容認するというようなことになっていくと、さらに指導者側が増長していくというような結果があるというようなところで、家庭や地域との連携もポイントになってくるかなと思います。

それから、同じページの(3)「体罰や不適切な行為をなくすために」というところの真ん中に、四角で囲まれているところがあります。 3 点あるのですが、特に 3 番目の教師の専門性、それから指導技術を高めるように日々研修に取り組むと。今の中にもありましたけれども、こういうときにどういうふうにするかという対処法を、引き出しをたくさん持っているということが、一直線に暴力につながるのを避けることができるのかなと思います。当然、先生も経験の年数が違いますので、経験が増してくればいろいろな引き出しがふえてくるのですが、研修によって引き出しをふやすこともできるのではないかなと考えています。

それから、2ページ目をごらんいただきたいと思います。上のほうにQ&Aが載っていますが、その真ん中に学校教育法第 11 条が載っているかと思います。ここに書かれていることは、教員は懲戒を与えることができるが、体罰はだめですよというようなことが書いてあるのです。

その懲戒と体罰の違いというのを整理しているのが次の3ページ目の上のところの四角です。「体罰の定義」というところで、そこに述べられています。その中に不適切な行為というのもあるのですけれども、そうすると懲戒、要するに叱るということはいいのだけれども有形力を行使してはだめだということになると、先生側からすると全く手は出せないのかというようなことで、口で「やめなさい」と言って聞かない子どもをどういうふうに指導すればいいのかというところで、その下にガイドラインが載っているのですが、体罰のケース、それから不適切な行為、それから指導の範囲内から緊急避難というところで、こういった区別を私たちは一つの基準として持つ必要があるということで示しています。

一番右側に「想定される事例」ということで大体、先ほどのDVDの内容がここに言葉で載っているかと思います。例えば体罰の場合は平手打ちをして鼓膜を損傷させるとか、柔道の有段者の先生が反抗した生徒を背負い投げしてたたきつけるとか、これはもう教育的な指導を超えていることで、やはりこれは暴力行為というふうな形になってくるかと思います。

それから真ん中の段が不適切な行為ということで、鼻をつまむことを罰のように与えるですとか、それからDVDにもありましたが襟首をつかんで教室まで連れていくとか、それから子どもの心を傷つけるような表現、ばかにするような発言というのはやはり避けていきたいというふうに思います。

それから下の四つのほうは、「指導の範囲内」「適切な指導」「正当防衛」それから「緊急 避難」ということで、こういう行為をしたら絶対に暴力が許されるかということではなく て、ケースによって考えていかなければいけないことがあるかと思いますけれども、拡大 解釈をすることは危険であるというふうには考えています。

このような形で引き出しをふやしていくというのが最後の結論かなと私としては考えていますが、指導者側の意識、それを取り巻く保護者ですとか地域の方々の意識を高めていきたいと考えてございます。

説明は以上です。

小林委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いをいたします。

高木委員

学校教育法第 11 条の解釈のところなのですが、ここにも「学生」とあるように、実は短大や大学院も含めた大学の学生もここに該当するので、私たちなら短大で、校長は学長に呼びかえて、教員は懲戒することができるということなのですが、我々のほうでも職員は注意はするけれども懲戒はできないという理解をしているのです。

それで特に中学校の場合、外部指導員の方というのは校長及び教員の中に入るのか、入らないのか。もし入らないとすると、注意はできても懲戒は基本的にできないということになると思うのですが、そこら辺の解釈というのはどういうふうになっているのでしょうか。

指導室長

外部指導員の方たちも各学校の校長先生から、年度頭初に当たって、時間についてはお 任せをしていますが、体罰は絶対だめなのだということを研修の時間をとってくださいと いうことで、教員に準じた形での研修をするようにお願いをしています。

したがいまして、指導している中で子どもたちとのいろいろな心的な関係が出てくる中で、強い指導というのも当然考えられると思いますけれども、ただ、その段階でも教員だからとか外部指導員だからということではなくて、教育活動を指導する指導者側にとっては同じというふうに私は思っています。

小林委員長

よろしいでしょうか。

大島委員

体罰というのはもちろん、刑法上の犯罪にもなることだと思います。暴行罪とか傷害罪とか、そういうことでも一般社会でも許されないことで、学校においてももちろん許されないことなのですけれども、それはそれとして、今の中にもありましたけれども指導に従わないとか、言うことを聞かないとか、反抗的な態度をとるとか、児童・生徒がそういう態度をとるということはありがちなことだと思うのです。「席に着きなさい」と言っても着かないとか、私語、おしゃべりばかりしているとか、そういうときに先生の指導をどうしたらいいか。さっき言ったように暴力で黙らせるというようなことはもちろん論外なのですが、ではどういうふうにしたらいいかという、そういう指導上のノウハウみたいなものもやはり持っていないと、現実の場面に対応できないと思うのです。

今までのところ、教師の方にその辺のノウハウの伝授とか、あるいは何か研修とか、そ ういうことはどんなふうになっているのでしょうか。

指導室長

昨年度のこの委員会でも報告をしたかと思うのですが、「体罰防止に向けて」という研修会を、特に初任者研修、2年次研修、3年次研修、それから10年経験者研修、それから生活主任の研修だとか主管教師だとかいう形で、年間に散りばめて必ず入れるようにしています。

その中で一応こんな冊子をつくって、先生たちにはこれに基づいていろいろやっている のですけれども、その中で先ほど申し上げた事例の研修ですね。こういうケースでという ことで幾つか事例を示して研修してもらいます。そのときに、ただそれを読んで「はい終 わり」ではなくて、そのときにどうすべきだったかというようなことのトレーニングですとか、またはロールプレイのような形で先生役と生徒役に分かれてというようなことを、初任研だと少し時間があるのでそういうこともできるのですけれども、そんな形でする。そうすると、外から見ていると「やっぱりそれはまずいよ」とかというふうにわかるのです。でも、そのときに当事者になった先生の役をした人にとっては、すごく頭にきて興奮してしまっている、そこでどうしたらいいかというような、そういうディスカッションをするとか、そんなような研修がいいのかなと思っています。

そのほかに自分のチェックリストというので幾つか、いろいろな大学の先生がつくられているものがあるのですが、チェックリストでチェックしていって、この部分は落ちているなというところがあったらそこをちょっと意識していくと、予防にもつながっていくのかなと考えております。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

高木委員

今の大島委員のご発言とほぼ同じことなのですけれども、大学や短大、あるいは高校は 義務教育ではありませんので授業中に私語が続くとかいう場合は、「これ以上、私語をする と単位がとれないよ」とか「そうすると2年で卒業できないよ」とかいう話をすると、そ のまま話し続けて単位を落とすか、言うことを聞くかという選択があるわけですが、公立 の小学校や中学校の場合はそれができない。もちろん当然、前提条件として法令上、体罰 というのは一切認められていませんから、「それはやるな」は当たり前です。

それで、例示のビデオでもありましたけれども、胸ぐらつかんではだめだけれども腕をつかむのはいいよと。別にいいわけではなくて、そこはぎりぎりセーフだよということで、基本的には、人間なわけですから接触しないで言葉で説得して、説諭をして気づかせるということなのですが、授業の運営上どうしても支障があって、言うことを聞かない児童・生徒がいた場合に、やはり教員は困ってしまうと思うのです。だから、そこのところを教育委員会や校長、副校長がちゃんとサポートしてあげないと、特に初任の先生はどういうふうにやっていいのか、ノウハウが少ないですので。

もちろん私どもも、短大とはいえちょっと課題がある学生の場合は、保護者を呼び出して保護者面談とか三者面談をやる、実は最近はそういう短大もふえているのです。そうしないと保護者の方から、「学費を払っているのに何で卒業できないのか」とかクレームが来

ます。「いや、おたくのお子さんが学校に来ないからです」と言っても納得しないような状況で。

ちょっと話がずれましたが、そういったところで例えば本区の場合、日常的に指導に従っていただけない児童・生徒の場合、例えば保護者面談とかそういうのは効果があるのでしょうか。あるいは、そういったものをやるような枠組みになっているのでしょうかという質問なのです。

指導室長

先ほどお配りした資料の1ページ目、(2)の中の3番目「組織的な指導体制づくり」ということが挙げてあります。今、高木委員がおっしゃったように当然、1人で対応し切れないケースというのはあります。そうしたときに1人で対応するとつい力というようなところに結びつく形になりますので、そういうケースの場合には複数で対応するというようなところが一つ、組織的対応になるかと思います。

ただ、では学校にそれだけ人がいるかというと、どのクラスも2人つけられるほどの人数はいませんので、それは学校のほうで優先順位をつけて人的リソースを使う形になりますが、本当に困ってしまっているというケースの場合には私どもにご相談もありますし、そうした場合には一定の範囲内で人的な対応というのも。それは言われれば全てというわけにはいかないのですけれども、状況を確認させていただいて対応することもあると思っています。

渡邉委員

この問題はとても難しい問題で、いつでも思うのですけれども、今のビデオを見ていても、バスケットで失敗した生徒にバスケットボールをボンとぶつけたら、これは体罰だと、一体どこからどこまでが体罰なのか。多分、その中には指導的な気持ちがどれだけあるとか、ただ自分が頭にきてポンと投げたのかの違いが本当なのだろうという気はしますけれども、実際に世の中はそういうのを認めてくれなくて、我々の社会でも例えば赤ちゃんが予防接種するときにぎゃあぎゃあ暴れて、逃げるから腕をギュッと持って注射したら、指の跡がついたといって訴えられたという話があるのです。それは基本的には今でいうと危険回避のため。でも、やらなければいいことかという、そういう話にもなる。

これは非常に難しくて、何度も研修を行っているのですけれども、実際にこういう場に あったときに、その生徒に「こういうことをしましょうよ」と机上で説明をしても、その とおりになれば誰も苦労しなくて、実際にはもう少し具体的な回避方法。子どもが暴れて いる、騒いでいる、「ああ、ああ」と。それで結局やることというのは、みんな無視をしているという、暴れているのは暴れているままにしておくみたいな。それが続くと今度は先生がメンタルヘルスで我々のところへ結構みんな多く、「どうにもコントロールができない」「それでクラスが崩壊している」だとか。

ただ、人も足りない、何も足りないといって、やってはいけないというところもそうなのですけれども、教員を救うような立場、そういった指導をするに当たって何らかの実務的効力を持たす。社会であれば犯罪をすれば罰せられたり、警察に捕まる。警察官が押さえつける、これは文句はない。でも、先生が押さえつける、これは体罰だと、何か変な話になってしまうのですけれども、だからといって中学で暴れたからすぐ警察に電話するのかというと。このあたりをもう少し訓練とか、あくまで机上でなくて、みんなで対応していく何かをつくっていかないと、本当はこういうのはよくならないのかなとは思っているのです。

精神科の病棟なんかだと、テレビをつけるとかビデオをつけるとか警報機をつけるとか、だんだんエスカレートしていくばかりなので、教室の中にビデオをつけて、どっちが悪かったかビデオ判定するみたいな、結局そういう世界に最終的にはなっていってしまいますよね。ですからそうではなくて、何かあればタクシーではないけれどもランプがつけられるぐらい。「誰か応援欲しいよ」みたいな教職員室にちょっとランプがつくとか。大げさに「誰か来て」なんて言うと大変だけれども、何かそんなことは多少は必要なのかもしれないなと。中学生の男の子が暴れたら押さえることは不可能ですからね。先生たちの立場も考えてあげないと、学校の場がなくなってしまうかなと思っております。

小林委員長

ほかに。

大島委員

今、渡邉委員がおっしゃられたこと、本当にそのとおりだなと思いまして、特に中学校 なんかでは難しいだろうなと思ったのです。

それと、さっきのビデオの中で、どうしたらいいかということの提言として、暴力でなく心を揺さぶるような言葉で児童・生徒の心を動かすというような趣旨のことがあったと思うので、基本的にはそういう暴力、有形力でなく、言葉によってその児童・生徒の心を、反抗的なものから素直に言葉を受け入れてくれるような精神状態に変化させていくということが教育上、求められることなのだろうと思うのです。

ただ、それはなかなか難しいし、もっと言うとそもそも教員の指導力といいますか、生徒たちの心をグッとつかむ力とか、そういうものが求められるのかなと。この先生だったら信頼しているから言うことを聞こうというような気にさせられる先生の指導力とか人間力とか、そういうものが根本にあれば、また児童の反抗的態度とかいうものもなくなっていくという関係はあるのかなと思うのです。なかなかこれは難しいですが、そういう先生の力の向上ということも一方では図らなければいけないのかなと。これは体罰とはちょっと横道にそれてしまった話かもしれませんけれども、根本的には先生の指導力の向上というようなことも図らなきゃいけないと思った次第です。

指導室長

先ほど体罰を根絶するためのチェックシートみたいなのがあるというお話をしたのですけれども、そこの項目をちょっと読んでいくと今、議論されていたことのヒントになるかなと思うのです。例えば「児童・生徒の弁明も聞かず頭ごなしに叱ることはありませんか」というような項目。それから「ペナルティを科すだとか連帯責任をとらせるなどの指導方法に偏りがちではありませんか」ですとか、それから「子どもたちとの触れ合いを大切にして、カウンセリングマインドを持って子どもたちの話を聞いていますか」ですとか、「学級の問題を1人で抱え込まずに、他の教職員と連携して指導に当たっていますか」だとか、それから「挨拶は子どもから先生にするものという固定観念にとらわれず、自分から挨拶をしていますか」だとか、この辺はやっぱり子ども観とか指導観というところにつながってくるのかなと思うのです。そういうところを意識しながら児童・生徒に当たっていくと、その関係も決して悪い関係にはなっていかないだろうなと思いますので、こういうところをみずから振り返りながらやっていくということも引き出しのうちの一つになってくるかなと思っています。

小林委員長

ほかに、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

小林委員長

今、幾つかご意見、ご質問等を通して、この件に関してかなり深まったと思うのですけれども、やはり一番の根っこは、もちろん肉体的な苦痛その他もあるのですが、ビデオの中にもあったように「こんなことは何もわかっていない」とか、言葉の暴力なんかもあったと思います。根っこは一つ、人権感覚というのでしょうか、そういう欠如というものが

出発点になっているかなと思います。

そういう点で、人権感覚というのはどうしてもすり減ってしまうというか、時間とともに薄くなってしまいますので、きょう、ここでこういう問題を取り上げたということは大変意味のあることで、こういったことをまた区内の現場にぜひいろいろな形で伝えていただいたり、それから繰り返しタイムリーな研修を進めていくというようなことが問われていると思いますので、引き続き事務局のほうでも意図的、発展的にぜひ取組を続けていただければと思います。

それでは、この事項につきましては以上とさせていただきたいと思います。

続きまして事務局報告事項の2番目、「個別支援計画会議、申送りの変更について」の報告をお願いいたします。

副参事(特別支援教育等連携担当)

それでは、個別支援計画会議、申送りの変更を行う予定でおりますので、ご報告申し上げます。

個別支援計画会議や申送りは平成18年度からやっている事業でございますが、障害のある児童や発達に課題のある児童について区として支援を行っている仕組みでございます。 その仕組みについて少しご説明したいと思いますので、2ページ目の「中野区における発達支援の取組み」をごらんください。

この中野区における発達支援の取組は、基本的には中野区に4所ありますすこやか福祉 センターにて、子どもたちのライフステージに合わせて途切れのない支援を行うために行っ ているものでございます。

まず、出産・乳児期でそういった心配事があった場合に、出産・乳児期の少し下のところに※1「発達支援紹介カード」と書いてございますが、こちらのほう右側のほうにそのまま説明文を書かせていただいております。発達に課題があると思われるお子さんがすこやか福祉センターの乳幼児健診やそういったところで気がついた場合に、保護者の了解のもとですけれども紹介カードをつくりながらお子さんの状況を確認し、支援を要すると判断した場合には、発達の支援の対象の児童としていろいろなサービスをご紹介したりしております。

このお子さんが保育園・幼稚園に上がるときに、また上の横に「出産・乳幼児期」から「幼稚園・保育園」とつながっているところを見ていただきたいのですが、※2ということで「申送り」というようなものが書いてございます。こちらの説明文のほうですが、支

援の必要なお子さんに対して成長過程に応じた療育・教育・地域の支援を一貫して行うために、就園や就学時などに関係する機関にこういった支援内容を申送るというようなことをやっております。こちらのほうも保護者の了解のもとにやっている事業でございます。

そういった形で保育園や幼稚園に行かれた段階で、その保育園・幼稚園に行く前も含めて、療育センターアポロ園というものが区立にございます。表の中では左の一番下のほうですが、こういった事業に通っていただいたり、いろいろなサービスで支援を行っております。こういったお子さんがまた小学校に上がるときにも、やはり保護者の了解のもとにそういった支援計画等を申送っているところでございます。

小学校に上がった段階ですが、小学校の下に※3「個別支援計画会議」というのがございます。小学校期におきましては1年生、4年生、6年生の段階で、節目ということでこの時点で、小学校、すこやか福祉センター、学童クラブ等、そのお子さんに関するいろいろな支援を行っている関係機関が集まって情報共有を行うという会議を行っております。ここで小学校での支援の形をつくりながら、またそういったことを中学校に申送りをしていくというような形で今、中野区としては支援しているというようなことでございます。

また1枚目のほうにお戻りください。これが個別支援計画会議、申送りの支援方法となっておりますが、1の「個別支援計画会議(小学校)」の中の(1)のところをごらんください。

個別支援計画会議なのですけれども、これまでは私ども特別支援教育等連携担当のほうで全体のコーディネートを行ってやっておりましたが、それを今後、各すこやか福祉センターを中心として実施するというようなことです。また、開催期間はおおむね7月、8月に限っておりましたけれども、8月から12月までの間とするというようなことに変更する予定でございます。

主な変更理由でございますが、こういったことを平成 18 年度から続けてきたということで、各すこやか福祉センターが小学校や学童クラブの関係機関と連携することがとても定着してまいりました。ということで、連携の主軸を本当に地域に近いすこやか福祉センターに移していくというようなことを今、予定しております。

参考としまして、個別支援計画会議の実施件数がありますが、お読み取りください。

2番目、申送りのことでございます。こちらのほうにつきましても先ほどの仕組みの中で支援してきたところでございますが、裏面に(1)「申送りの変更点」とございますが、申送りにつきましては今後は小学校、中学校とも原則として文書により申送りを行おうということを考えております。資料の送付期間は1月中旬から2月の上旬を予定しておりまし

て、主な変更理由といたしまして平成23年度より、保護者の了解を得られたケースなのですけれども、就学時健診時にその障害や発達に課題のあるお子さんの名簿等の情報提供を小学校に送っております。

そういった中で、それ以前に申送りの連絡会等もありますので、学校の先生が事前に保 育園・幼稚園を訪れてお子さんの様子を見るというような機会もとれてきまして、十分に 連携がとれるというような状況が出てまいりました。

もう一方、②のところに書いておりますが、さまざまな機関がお子様の支援をするということで、その申送りの会をする時間がなかなか、お子様1人ずつにかける時間が十分とれなくなってきているというような状況がございます。あと、対象者がふえているというようなこともございますので、一般的な対象のお子様につきましては情報連携も十分とれているということで、申送りについては紙ベースで行い、③のところなのですが虐待対応や養育困難ケースがこういった中にもございますので、そういったケースや、またその申送りの会を開いたほうがより正確に効果的に行えるというような対象のお子さんにつきましては、必要に応じてその会を行っていくというようなことで、基本は紙ベースで申送りを行わせていただきたいというようなことを予定しております。

申送りの件数等につきましては参考のところをお読み取りいただきたいと考えております。

変更予定でございますが、報告については以上でございます。

小林委員長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして質問等、ご発言がありましたらお願いをいたします。

高木委員

このスキームというのは保護者の方にはほとんど見えないですよね。私の長男はADH D、注意欠陥多動性障害で、3月まで七中の特別支援学級にいて、4月からは通信制の高校の生徒なのですけれども、幼稚園のころに主治医の方からいろいろお話があって、幼稚園卒園前に半年ぐらいして診断が出たのですかね。

それで、当時の移転前のアポロ園にも行ったのですけれども、発達障害で自閉症スペクトラムのお子さんは手帳が出やすいですし、すこやか福祉センターのお世話になることが多いと思うのですけれども、ADHDの場合は正直に申し上げてあまりすこやか福祉セン

ターと、特にうちの子は全くかかわっていないのです。すこやか福祉センターがだめということではなくて、接点があまりないのですよね、手帳がないと。学童は、行っていないお子さんは全く関係がないと思いますので、スキームをどういうふうに変えていただいてもいいのですけれども、例えば発達障害、あるいは特にADHDとか、あとアスペルガーの場合は保護者が自覚しないとか受容しないケースもあると思うので、そうするとこのスキームになかなか乗ってこないと思うのです。

だから、別に反対ではないのですけれども、そこのところをしっかり考えていかないと、 報告していただいても「あ、そうですか」という感じになってくる。数がふえてくるとい うことはボーダーのお子さんがふえてきて、それに対してどうしようということなので、 ですから、そちらのほうをしっかりやっていただきたいなと思います。

副参事(特別支援教育等連携担当)

確かに保護者の了解が得づらいケースというのは、区としても課題としております。すこやか福祉センターのほうも、そこをいろいろな機会を通してお話を重ねていくというようなこともしております。なかなか有効な手だてというのは難しいのですが、以前は、平成23年度まではサポートファイルというのを、こういった了解をしていただいたお子様の保護者に、いろいろな機関にご相談なさったときの書き込みですとか、お医者様にそれを持っていって相談をできるというような、支援の内容を連続してつづっていくというようなものをつくっておりました。

ただ、それが障害を了解してくださった保護者の方しかお渡しできないというようなこともありましたので、平成24年度からは3か月健診の折に、まず一般的に子どもの発達の段階を書き込むところがあるのですが、途中から発達に課題のある場合に、それに気づいたときにどういうふうにすこやかに相談したらいいかとか、連絡先はどこなのかとか。例えば発達に課題のあるお子さんの症状といいますか、こういう傾向が乳幼児にはあるよ、小学生期にはこういうのがあるよといったようなパンフレットも挟んで、全員の方にお渡しすることでなるべく早い時期に保護者の方にも気がついていただけるけれども、サポートファイルを渡すことで一般的な知識としても広める。そういったことを通して、なるべくいろいろな形で保護者の方に声をかけられるというような工夫をしているところでございます。

それでグンと効果が上がるということもなかなか難しいところではございますが、今の 委員のご意見も重く受けとめまして、今後ともいろいろな形で努力をさせていただきたい と考えます。

高木委員

私の子どもの場合は実は区の健診では引っかからなくて、小さいときも「言葉がちょっと遅いですよね。でも大丈夫ですよ」ぐらいのことを言われたのです。長男は特に風邪を引きやすかったので、かかりつけの主治医の方は少しずつ、「ちょっと発達のことも考えてみましょうかね」とか「こういう機関もあるから一遍ご相談されたらどうでしょうか」とじわじわと寄ってきて、いい意味で寄り切られて相談に行ったら「そういう傾向がありますね」という形なのです。

ですから、パッとすこやか福祉センターの健診で出てくるようなケースはもちろんいいのですよ。それで、このスキーム自体にノーと言っているのではないのです。ただ、ボーダーのお子さんとか受容しないお子さんの場合は、ここで引っかかってこないケースがあるので、そこをどうするのか。このスキームがだめではなくて。

あと、一般の区民の感覚でいいますと、何かあったからすこやか福祉センターに相談に行こうとは思わないのです。やはりかかりつけのお医者さんとか、幼稚園の先生とか、学校の先生なのですよ。だから、すこやか福祉センターが中心になることに反対ではないのですけれども、それとは別の角度で、プラスアルファで、もう少しそういうところを。例えば、すこやか福祉センターが今の段階でやっていないとは言いませんけれども、こういった核になるのだというのが。

先ほどお話ししたのは一般の保護者の方には見えにくいですよね。広報はしていると思うのですけれども、もともと「うちの子は関係がない」「うちの子はしようがない」と思っている親には見えませんから、そこをもう少しやっていかないと、せっかくすこやかが核になってもなかなか生きてこないと思うので、そこをぜひお願いしたいなと思います。

小林委員長

よろしいですか。

渡邉委員

本当に現場のお話を高木委員から伺って、私的には若干、徐々に徐々にではありますけれども相談件数もふえてきて、このもともとの数がふえてきたというよりは、少しずつ浸透して掘り起こしができてきたのかなと、そういうふうにも思っております。

掘り起こしができてきて、こういう行政単位のものというのは、介護保険にしても大体 10 年を節目に検討を重ねていって、5年を節目に方向転換をしていくというような形で、 平成18年度からやられていたら今の高木委員がおっしゃったように平成23年、もうちょっと過ぎてしまいましたけれども5年を経過して何らかの見直し、その他手直しを大きく方向転換して、10年ぐらいで完成させていくというのが本来の形なのだろうとは思っておりますけれども、それ以上に数がふえてきたということで、やはり手薄なところもまだまだあるということは事実だと思っております。

アポロ園に関しても、そこに連携する施設。アポロ園もかなり大変な状況になってしまっているのじゃないかということを少し伺っていて、実際そういった器というか、組織体制だけではなく器のほうは今のところ大丈夫なのでしょうか。

副参事(特別支援教育等連携担当)

アポロ園も年度の春にいっぱい入っていただきますと少し、新しく年齢が上がった方が 入りづらいというような待機の状況も多少ございます。

今年度の10月でございますが、緑野小学校内に別施設として知的や発達に課題のあるお子さんと、もう一つ重度重複障害児の通所の施設をつくるというようなことを予定しておりまして、そういったところでもアポロ園との年齢はちょっと対象児が違うのですけれども、何とかいろいろな支援ができるかなと考えております。また区としては、平成28年度中に南部のほうにもそういった障害児の通所施設を予定しております。今は、民間の事業者もふえてきているところがございますので、民間の事業者の様子もきちんと、適切なサービスになっているかというようなことを区でもとらえながら、全体的に障害児の通所支援施設をどういった形で進めていくかということを考えてまいりたいと考えております。

渡邉委員

ありがとうございました。

高木委員

平成24年に文部科学省が行った調査ですと、全国の小中学校の通常学級に発達障害の可能性のある子どもが約6.5%いるというデータがあります。アメリカの調査等でも5%前後というのはもう常識というか、そういう数字になっていると思うのです。本区の場合、小学校の在籍が5月1日現在で8,500ぐらいですから、そうすると知的とか身体とかを除いて発達障害だけで400人ぐらいいてもおかしくないという計算ですよね。そうすると、渡邉委員から指摘があったように、見出されていないということですと250どころではなくて、あと150プラス、そのほかの障害、ですから500ぐらいはあるということですよね。ですから、平成22年度の120から比べると3倍ぐらいまでは。現状から見ても、あと倍ぐ

らいには行く可能性があるということです。

特にまだアクションを起こしていないということは、先ほどからお話があるように、保護者が受容していないのでその対応ができていないというケースもあると思うので、ぜひそこを本区としてもしっかりやっていただいて、そうすることによって各学級の運営もプラスになると思うので、大変だと思うのですけれどもぜひお願いしたいと思います。

小林委員長

ほかに。

大島委員

今まで小学校とか中学校の校長先生なんかとお話しする機会に聞いていたのは、そういう教育上、特別な配慮を要するお子さんについての情報は、例えば小学校だったら幼稚園、中学校だったら小学校から情報を受けとっていますというお話があったので、私のイメージとしては個別に例えばA君とかAちゃんについて何とか幼稚園から何とか小学校へと、個別に直接情報が渡されているのかなというイメージがあったのです。きょうのご説明ですとそういうことではなくて、関係機関が集まって連絡会というところでそういう情報提供があったのかなというので、ちょっとその辺の情報の送り方法について確認したいということが一つ。

それから今後、文書によって申送りをするというので、この文書ではかなり細かく内容 を申送るのか、どの程度のイメージかなというのをお聞きしたいのです。

副参事(特別支援教育等連携担当)

申送りの会につきましては個人個人の、1人ずつの形で、そこで、そのお子さんに関する関係機関が集まって、「こういう様子ですよ」というようなことを申送っております。

その申送る資料につきましても、地域での生活といいますか、日常的な生活はお母さんや保護者の方から聞き取ったものですが、例えば学童クラブに行っていると学童クラブでの生活の様子といったようなものを細かく書き込みまして、それを学校のほうに提供するというようなことになっております。

小林委員長

ほかに、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

小林委員長

この事業に関しては、年々成果も上がっているけれども、まださらにというようなこと

も今ございました。特にこの取組自体、保護者もどれだけ見えているのかという高木委員 のご指摘もありましたし、ある意味では、しっかりと連携を果たしていく上では保育園や 幼稚園や小学校、中学校も、こういうことに対して理解を深めていくことも必要かと思い ますので、それぞれの部署でこの取組の充実を図るということで力を尽くしていただけれ ばと思います。

それでは、そのほかに報告事項はございますでしょうか。

副参事(子ども教育経営担当)

ございません。

小林委員長

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。 これをもちまして、教育委員会第15回定例会を閉じます。

午前11時17分閉会